

# 5 畑地化促進事業

水田を畠地化して畠作物の本作化に取り組む農業者に対して、畠地利用への円滑な移行を促し、畠作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畠作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畠地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

## 支援内容

（令和5年度補正予算額：750億円）

### 畠地化支援・定着促進支援

#### ➤ 畠地化支援

水田を畠地化<sup>※1</sup>して、ア. 高収益作物 及び イ. 畠作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援します。

※1 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。

#### ➤ 定着促進支援

##### ア 高収益作物

水田を畠地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

##### イ 畠作物（高収益作物以外）

水田を畠地化して、高収益作物を除く畠作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

対象作物	1 畠地化支援 (令和6年産単価)	2 定着促進支援 (令和6年産単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円/10a	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 2.0(3.0<sup>※2</sup>)万円/10a × 5年間 または</li><li>▪ 10.0(15.0<sup>※2</sup>)万円/10a (一括)</li></ul>
イ. 畠作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とう もろこし、そば等)	14.0万円/10a	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 2.0万円/10a × 5年間 または</li><li>▪ 10.0万円/10a (一括)</li></ul>

※2 加工・業務用野菜等の場合

注： 畠地化支援及び定着促進支援は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

### 産地づくり体制構築等支援

#### ➤ 産地づくりに向けた体制構築支援

畠作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せ等<sup>※3</sup>）に要する経費を支援します。

（定額（1協議会当たり上限300万円））

※3 畠地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。  
地域農業再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

#### ➤ 土地改良区決済金等支援

畠地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畠地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

（定額（ただし上限25万円/10a））

# 6 畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結びつきの下で、対象作物の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

## 1 畑作物産地形成促進事業

(令和5年度補正予算額：180億円)

### ① 支援内容

- ▶ 産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし	4万円/10a

- ▶ 加算措置：令和7年度に畠地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算（畠地化加算）  
▶ 採択基準：地域農業再生協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

### ② 対象となる主な取組メニュー

※ 対象品目について低コスト生産等の取組メニューのうち、排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去の中から1つ以上を含めた3つ以上の取組を行うことが必要

麦	①融雪促進 ②新たに導入した品種に応じた栽培管理 ③ふく土・踏圧 ④難防除雑草対策 ⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測 ⑥効率的・効果的な施肥 等
大豆	①大豆300A技術 ②難防除雑草対策 ③土壤診断等を踏まえた施肥・土づくり ④新品種の導入 ⑤効率的な施肥 ⑥均平作業（傾斜均平） ⑦摘心栽培 ⑧畝間かん水 等
高収益作物	①生物農薬の活用 ②農薬によらない病害虫対策 ③農薬によらない土壤消毒 ④農薬のドリフト対策 ⑤化学肥料の使用量削減 ⑥化学農薬の使用量削減 等
子実用とうもろこし	①排水対策 ②均平作業（傾斜均平） ③堆肥の利用 ④効果的な施肥 ⑤農薬によらない病害虫対策 ⑥生物農薬の活用 ⑦難防除雑草対策 ⑧化学肥料の使用量削減 等

## 2 コメ新市場開拓等促進事業

(令和6年度予算概算決定額：110億円)

### ① 支援内容

- ▶ 産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

対象作物	交付単価
新市場開拓用米	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種）	9万円/10a

- ▶ 採択基準：地域農業再生協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

### ② 対象となる主な取組メニュー

※ 品目ごとに3つ以上選択

新市場開拓用米 加工用米 米粉用米	①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗 ⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植栽培 ⑦作期分散 ⑧土壤診断等を踏まえた施肥・土づくり 等
-------------------------	---

#### 【両事業についての留意事項】

- ※1 令和6年産の基幹作が対象です。  
※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有している必要があります。  
※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。  
※4 本支援の対象となった面積は、令和6年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし）加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米（2万円/10a））の対象面積から除きます。  
注： 畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

加工用米や飼料用米等の新規需要米に取り組む場合は、あらかじめ米加工業者や畜産農家等の需要者と販売契約等を締結した上で、7月1日までに国に必要書類を添付した『取組計画』を提出し、取組計画の認定を受けてください。

なお、加工用米や新規需要米について、**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、27ページの『加工用米及び新規需要米の適正流通』に留意の上、適切な出荷・流通を行ってください。



## 取組計画の申請時の留意事項

- 加工用米や新規需要米に取り組まれる方は、「取組計画申請書」に以下の書類等を添付して**最寄りの農政局等に7月1日までに提出**してください。

期限を過ぎて提出された場合は、取組計画の認定を受けることができず、交付金の対象となりませんので、提出期限は厳守してください。なお、加工用米や新規需要米を買い受ける事業者との間で締結した、販売数量等を記載した「販売に関する契約書の写し」等は令和6年度からは各自保管し、求めがあった場合には提出できるようにしてください。

### 【「取組計画申請書」に必ず添付する書類】

- ① 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者等が作成した「**買い受けた米を他の用途に転用しないこと**を誓約した誓約書」

### 【用途や取組内容に応じて提出する書類】

- ① ほ場を特定して生産し、当該ほ場の全収穫量を販売契約数量とする「区分管理方式」を選択する場合、農業者が作成した「**区分管理計画書**」
- ② 新規需要米に取り組む場合、農業者等が作成した「**ふるい下米等の低品位米を寄せ集めて出荷しないこと**等を誓約した誓約書」
- ③ 加工用米に取り組む場合、需要者が作成した「**加工用米の仕入状況等**」
- ④ 上記以外にも、作成・提出していただく書類がある場合がありますので、詳しくは最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- ⑤ 取組主体となる集荷業者等に出荷する場合は、当該集荷業者と出荷契約を締結してください。（なお、新規需要米の場合は、②の内容を契約書に盛り込むことで、農業者が作成する②を省略することができます。）

様式等はこちらから

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/>

※ ふるい下米や規格外等の低品位米の発生が想定される場合は、低品位米が生じた際の用途、販売先を「取組計画書」に記載してください。

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、または定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、定められた用途に適正に流通させてください。

取組に当たっては、以下の点に留意してください。

## (1) 出荷時の留意事項



- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
  - ① あらかじめ、**飼料用米等を生産するほ場を特定した『区分管理方式』**で取り組むことを選択した場合は、『飼料用米等を生産したほ場の、ふるい下米を含む全収穫量』を出荷（※）してください。  
※ 「ふるい下米」等を飼料用米等として出荷しなかった場合、不適正な流通となり、交付金を支払いません。関係法令等に基づく措置等も執られます。（28ページ参照）
  - ② **主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う『一括管理方式』**で取り組む場合は、**当初の契約数量を出荷することが原則ですが、作柄変動による変更を行うことができます。**（以下の2参照）
- 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行ってください。（29ページ参照）
- 加工用米や新規需要米を**集出荷した実績を国に報告**してください。  
※ 飼料用米の数量報告書の提出にあたっては、合計収量に加え、ふるい上、ふるい下両方の数量を記載してください。（22ページ参照）

## (2) 「一括管理」で取り組んだ場合の契約数量の変更の仕方

- 加工用米及び新規需要米に「一括管理」で取り組み、**作柄変動が生じた場合は、以下の算出方法により契約数量を変更することができます。**
  - ① 契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯の単収を用いて算出
    - ・ **当初の契約数量 × (作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の平年単収)**  
(上記算出数量と当初の契約数量との間の任意の数量とすることができる)
  - ② 加工用米等の生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合
    - ・ **当初の契約数量 × (当該農業者の実単収／当該農業者の当初の単収)**
  - ③ 自然災害等により減収した場合
    - ・ **当初の契約数量 - (加工用米等生産予定面積／全ての水稻作付面積 × 減収量)**  
(注) 減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量
- ※ ②及び③については、あらかじめ地方農政局長等と協議が必要です。

### (3) 加工用米及び新規需要米の販売先や用途の変更手続

- 加工用米及び新規需要米は、あらかじめ契約等を締結した需要者等に販売すること、また、定められた用途で供することが原則ですが、
  - ① 需要者等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が加工用米等を所有することができない場合、
  - ② 着色粒及び微細粒等の低品位米が発生し、定められた用途に使用できない場合等、**真にやむを得ない事由が生じた場合には、国の承認を得た上で販売先や用途を変更**することができますので、このような場合は最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- なお、**承認を受けずに他の需要者に販売したり他の用途に使用した場合は、不適正な流通となり、関係法令等に基づく措置等が執られますので注意してください。**

### (4) こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を**主食用米として販売**
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を**飼料用米に水増しして出荷**
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

国は、飼料用米等の生産、出荷状況等を確認します。



### (5) 不適正な出荷が行われていた場合

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
  - ① **名称（氏名）・住所及び違反事実を公表する**
  - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の**全ての経営所得安定対策等に係る交付金を返還又は申請中の交付金の不交付**
  - ③ 当該取組の**認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない**（捨てづくりが確認された場合も同様）
- 等の措置が執られます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

★ 不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください！

# 遵守 事項

## チェック

- 紙袋等の包装への用途の表示

## &lt;罰則&gt;

- ・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則<sup>注</sup>が適用されます。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

## 不正転用による不当利益防止

食糧法に基づき、新規需要米、加工用米等の用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

## 用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取扱い

- ① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行う等、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
  - a. 紙袋等の包装に用途を表示
    - 〔 米粉用米は **粉**、飼料用米は **飼**、加工用米は **加**、その他用途は、その用途に即して輸出用等と表示〕
  - b. 需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

# 記録

## チェック

- 出荷・販売の伝票を受領（又は納品書を発行）
- 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
- 用途限定米穀の場合その用途を記録

## &lt;罰則&gt;

- ・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則<sup>注</sup>が適用されます。

注：50万円以下の罰金

## 流通ルートの特定

米穀（もみ、玄米、精米等）・米穀を原材料とする飲食料品（米穀粉、米菓生地、もち、だんご、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留しようちゅう、みりん）を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

## 記録事項

品名、産地<sup>\*1</sup> 数量、年月日、取引先名、搬出入の場所、米穀の用途<sup>\*2</sup> 等

\*1 米穀の場合はその産地、米穀を原材料とする飲食料品の場合はその原料米の産地

\*2 用途限定米穀については、「米粉用米」、「飼料用米」、「加工用米」、「輸出用米」等の用途を記載

## (参考) 米トレーサビリティ法の産地情報の伝達

事業者間<sup>\*</sup>における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米をJAや業者等に出荷・販売した場合には、産地を伝票等又は商品の容器・包装に記載することにより伝達する必要があります。

## 一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、その容器・包装等への表示その他の方法により伝達する必要があります。

## 適切に産地情報を伝達

# 伝達

## &lt;罰則&gt;

・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。

・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

● 米トレーサビリティ法についての情報は、下記のホームページをご覧ください。

[https://www.maff.go.jp/j/syousan/keikaku/kome\\_toresa/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syousan/keikaku/kome_toresa/index.html)

米トレーサビリティ法



## 立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。調査に応じない場合は、交付金の返還等の措置を執る場合があります。

# 8 小麦・大豆の国産化の推進

(令和5年度補正予算額：130億円、令和6年度予算概算決定額：0.5億円)

産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、水田・畠地を問わず、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けたストックセンターの整備等を支援します。

## (1) 麦・大豆生産技術向上事業

### ① 支援対象

- 対象作物：麦（小麦、大麦及びはだか麦）、大豆
- 対象ほ場：水田・畠地
- 対象者：農業者の組織する団体※、地域農業再生協議会等  
※受益農業従事者（原則年間150日以上）5名以上
- 採択要件：『麦・大豆国産化プラン』を作成していること等

### ② 支援内容

- 話合い等を通じた生産性向上の推進経費  
団地化やブロックローテーション等の推進に必要な話合い、ほ場の簡易な改修・点検、水田地図のデジタル化等にかかる費用を実費で支援します。  
支援の上限額は事業実施主体の作付面積に応じて異なります。  
50ha未満：100万円以内、50～150ha：200万円以内、150ha以上：300万円以内  
※北海道の場合の基準面積は下記のとおりとします。  
100ha未満：100万円以内、100～300ha：200万円以内、300ha以上：300万円以内
- 新たな営農技術等の導入  
生産性向上や需要に応じた生産に向け、技術や品種を導入する場合、その内容に応じて1万円/10a内で定額※支援します。  
※ 取組内容により単価は異なります。

## (2) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆）

### I 麦・大豆機械導入対策

- 生産性向上等に必要な機械・施設の購入・リースを支援します。  
(1/2以内、50万円以上5,000万円未満※の機械・施設が対象)  
※ ほ場で使用する機械に限り、1億円未満の機械が対象となりますが、5,000万円以上1億円未満の機械を導入する場合の上限事業費は、当該機械ごとの受益面積1haにつき75万円となります。

### II 麦・大豆生産・加工施設整備対策

- 国産麦・大豆の供給量・品質の安定化、利用拡大に向け、乾燥調製施設や農産物処理加工施設の整備等を支援します。 (1/2以内)

### III 麦・大豆ストックセンター整備対策

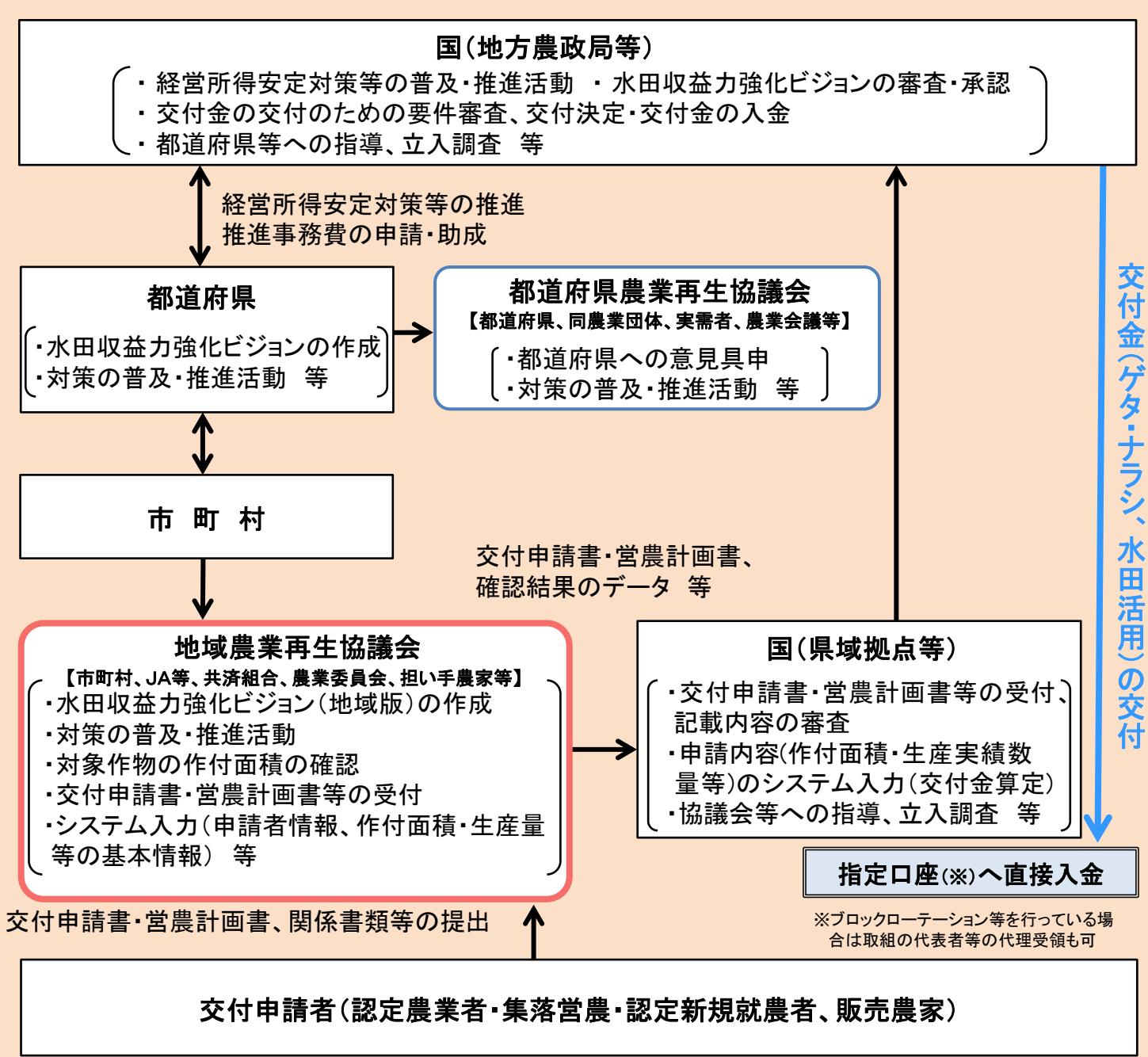
- 不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備や、ストックセンターの整備と一体的に行う処理加工施設と乾燥調製施設の整備を支援します。 (1/2以内)

※ 本事業は、申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で補助対象者が決定される補助事業です。

# 経営所得安定対策等の実施体制

経営所得安定対策等(ゲタ・ナラシ対策及び水田活用直接支払交付金)は、国が対象となる取組を行う農業者に対して、直接、交付金を交付する仕組みです。

また、市町村等の地域段階において設置された「地域農業再生協議会」は、同対策の普及・推進活動をはじめ、農業者の申請手続・取組の要件確認等を実施し、交付金の交付等の事務が円滑に進むよう、国と連携・協力した推進体制により同対策を実施しています。



## (参考) 地域農業再生協議会とは

都道府県農業再生協議会のもと、概ね市町村単位で設置される「地域農業再生協議会」は、全国で約1,560ヶ所あり、市町村、JA等、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、農業改良普及センター、農業者の代表等の農業関係者で構成されています。

農業者の方々が、最寄りの同協議会が開催する説明会等への出席や、同協議会へ個別に相談いただくことにより、対策の詳細な内容(追加・変更点等)や、提出すべき必要書類、地域や協議会別に設定される提出期限等の詳細を把握することができます。

# 10 申請される方が留意すべき事項

## (1) 適切な生産を行っていない方は交付金が交付されません

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則です。

- ① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。
  - 新市場開拓用米、加工用米  
当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
  - 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米  
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値（18ページ参照）から150kg/10aを差し引いた値に満たない
  - その他の作物（ゲタ対策の面積払の交付申請が行われているものを除く）  
近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断される
  - ゲタ対策の面積払の交付金  
交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収（市町村ごと）の1／2に満たない
- ③ 自然災害等の合理的な理由がない等、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断された場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還していただきます。

## (2) 農業者年金を受給されている方は申請できません

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできませんので、移譲された方の名義で申請する必要があります。既に経営移譲をしている方やこれから経営移譲する方は特に注意が必要です。

農業者年金に関することは、JA、市町村農業委員会にお問い合わせください。

## (3) 農業経営の承継等

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続及び農業経営の承継等に関する手続を行う必要があります。

- ① 相 繼：当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等
- ② 合 併：複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等
- ③ 経営移譲：農業経営を他の者に移譲する場合等
- ④ 法 人 化：集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続に関することは、最寄りの地域農業再生協議会又は地方農政局等にお問い合わせください。